注１　開設又は変更のいずれかの不要の文字を抹消すること。
　２　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
　３　届出者欄の記載は、次によること。
　⑴　住所については、包括免許人の住所を記載すること。
　⑵　氏名又は名称は、包括免許人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。
　４　１の欄は、現に包括免許を受けている番号を記載すること。
　５　３の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した期日を「平成26年４月１日」の場合は「H26. 4. 1」のように記載すること。
　６　４の欄は、次によること。
　⑴　特定陸上移動中継局にあつては、無線設備の設置場所を記載すること。
　⑵　その他の無線局にあつては、送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所（「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
　７　５の欄は、次によること。
　⑴　装置の区別の欄は、一の無線局において２以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、送受信空中線等の関連付けができるように装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合においては工事設計の内容が同一である部分に「第一装置と同じ」のように記載することができる。
　⑵　適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号に係る届出番号を記載すること。
　⑶　無線設備の製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。
　⑷　予備電源の欄は、該当する□にレ印を付けること。
　⑸　設置場所番号の欄は、４の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。
　⑹　空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「１―２」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「〇〇通信系」のように記載すること。
　⑺　空中線の欄は、次によること。
　ア　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
　イ　海抜高及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。
　ウ　利得の欄は、Gis（絶対利得）で記載すること。
　エ　指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。